

1 地域福祉計画とは

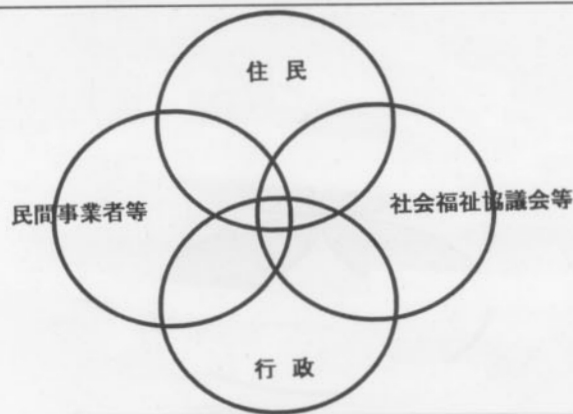
考え方

1 住民が主体の福祉計画

地域福祉計画とは、地域の住民が主体となって、地域福祉を推進していこうとする取り組みです。地域住民の自主的・積極的な社会福祉への参画、思いやりをもってみんなで支え合い助け合うという、ともに生きるまちづくりの計画です。

2 福祉の総合化に向けた連携

地域福祉計画は、社会福祉の総合化を行うものです。地域の主役である住民、社会福祉協議会等の関係機関、民間事業者やNPO法人、行政の連携が不可欠です。



3 社会福祉法(抜粋)

社会福祉法は、今後の社会福祉の基本理念として「地域福祉の推進」を掲げ、福祉サービスの理念、主体、地域福祉計画の基本事項を定めています。

(福祉サービスの基本的理念)

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

留意点

① 住民参加

地域福祉計画は地域住民の参加を前提とした計画です。住民の主体的参加による計画の策定・実行・評価の過程が、それ自体地域福祉そのものであるといえます。

② とともに生きる社会づくり

地域福祉においては、互いの差異や多様性を認め合う地域住民同士の連携が必要であり、そのための仕組みをつくり上げることが不可欠となります。

③ 男女共同参画

地域福祉を推進するさまざまな活動は、男女共同参画の視点に立って展開されることが必要です。男も女もともに、地域社会の生活課題に目を向け、解決してゆく取り組み姿勢が求められます。

④ 福祉文化の創造

地域住民が、地域の福祉サービス等に主体的にかかわり、その担い手として参画していくことが求められます。こうした積み重ねが、地域の福祉文化を創造していくこととなります。

基本目標

基本目標

①生活課題の解決への住民等の積極的参加

地域住民を施策の対象としてのみとらえるのではなく、地域福祉の担い手として位置づけるとともに、地域住民の自主的な活動と福祉関係諸団体及び公的なサービスとの連携を図っていくことが重要です。

②利用者主体のサービスの実現

福祉サービスの利用者を一人の人間としてとらえ、利用者本位の考えに立ってサービスが提供されることが重要です。

また、サービスの評価にあたっては、情報公開や事業運営の透明化を図り、住民の信頼と理解を得る必要があります。

③サービスの総合化の確立

公的サービスや民間によるサービス・支援など、多様なサービスがそれぞれ十分な連携を図りつつ、総合的に展開されていくことが不可欠であり、総合的なサービスの供給体制をつくり上げていく必要があります。

④生活関連分野との連携

地域福祉の推進には、福祉・保健・医療との一体的な運営にとどまらず、教育・就労・住宅・交通・環境・まちづくりなどの生活関連分野との連携が必要になります。

2 持続可能な福祉のまちづくり(基本理念と3つの視点)

須坂市地域福祉計画の基本理念と3つの視点

基本理念

持続可能な福祉のまちづくり

社会の大きな変化に対応しつつ、地域一人ひとりの暮らしを支え、地域福祉の推進を図っていくためには、「持続可能な福祉のまちづくり」が必要です。

地域住民や民間、行政の役割を見直すとともに、「自助」「共助」「公助」の意識をもって、住民主体の助け合いの精神による福祉のまちづくりを目指します。



「安全・安心」「元気」「交流」による住んで良かったまちづくり



3つの視点

自助

自分の責任で、自分自身が行うこと。

- ★自分でできることの実践
- ★健康維持のための運動

共助

自分だけでは解決や行動が困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

- ★地域での支え合い運動
- ★ボランティア団体等の連携

公助

個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、行政等の公的機関が行うこと。

取り組みの方向性＝多様な主体が支える新たな時代

取り組みの方向性

①市民との協働

まちづくりの主体である住民のみなさんと行政とがよきパートナーとなり、地域住民の目線に立って、ともに考え行動していく、協働による福祉のまちづくりを推進します。

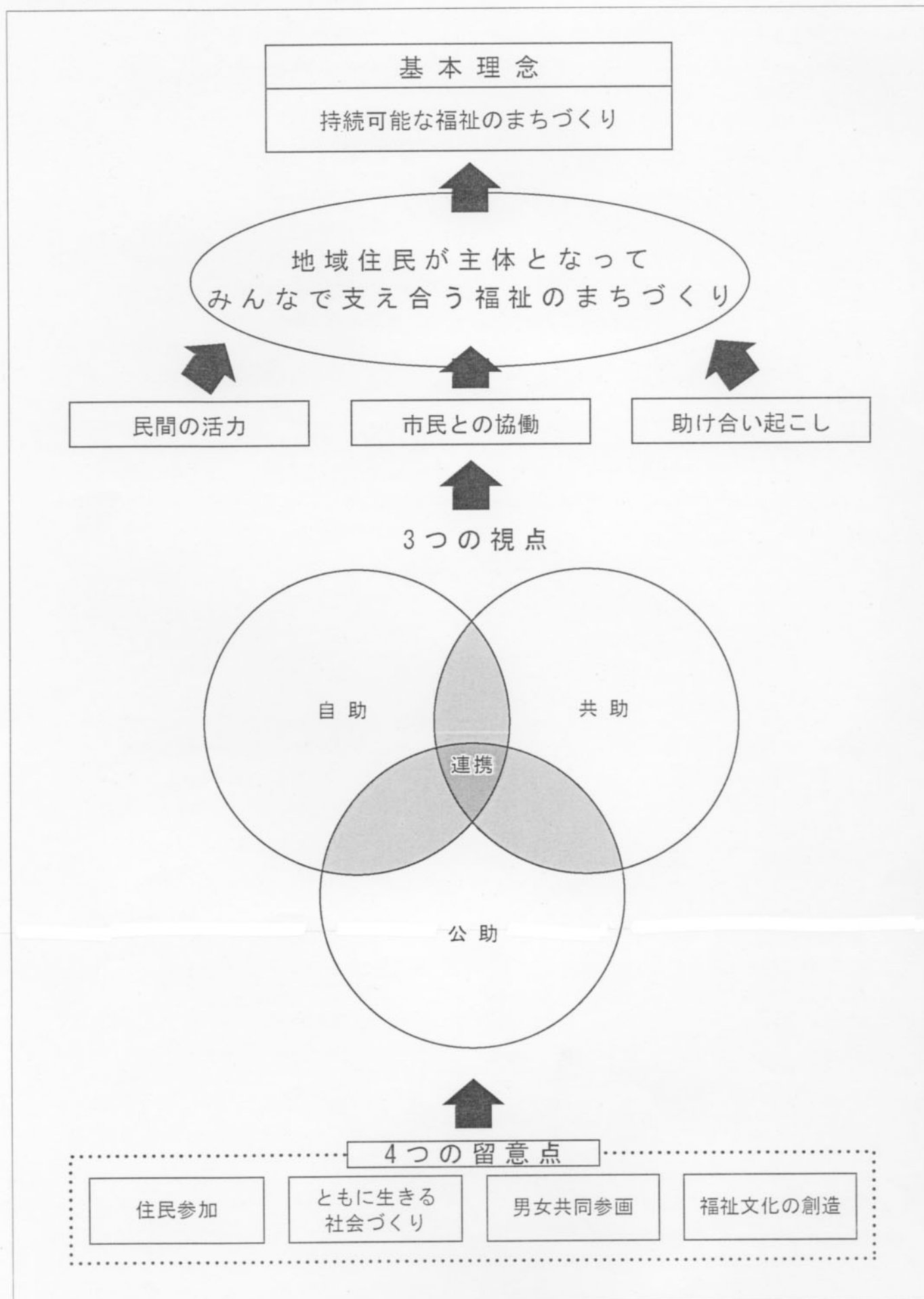
②民間の活力

これからの地域福祉を支えていくためには、行政単独の公的サービスでは充分とは言えません。ボランティアや民間の福祉資源を開拓するとともに、相互の連携を深め、福祉のまちづくりを推進します。

③助け合い起こし

地域福祉の基本は、住民相互の助け合いにあります。行政等の公的なサポートをバックボーンに、住民が主体となって、地域のどこでもイキイキと助け合いが展開されるような、福祉のまちづくりを推進します。

取り組みに向けたイメージ図



3 市民を挙げて取り組みます(施策の体系)

計画の位置づけ

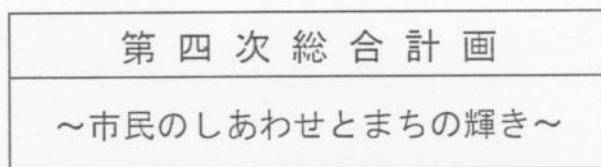
地域福祉計画は、国の社会福祉法に基づき、須坂市第四次総合計画を上位計画として策定するものです。また、地域福祉計画は、老人保健福祉計画・障害者福祉計画・次世代育成支援行動計画等既存計画を内包し、かつ、既存計画による施策のみでは解決しない生活課題について、地域福祉活動と連携してその解決を図るための新たな施策・事業を含みます。

施策の実施に向けては、全市民的な市民の協力を得ながら、市民を挙げて取り組んでいきます。

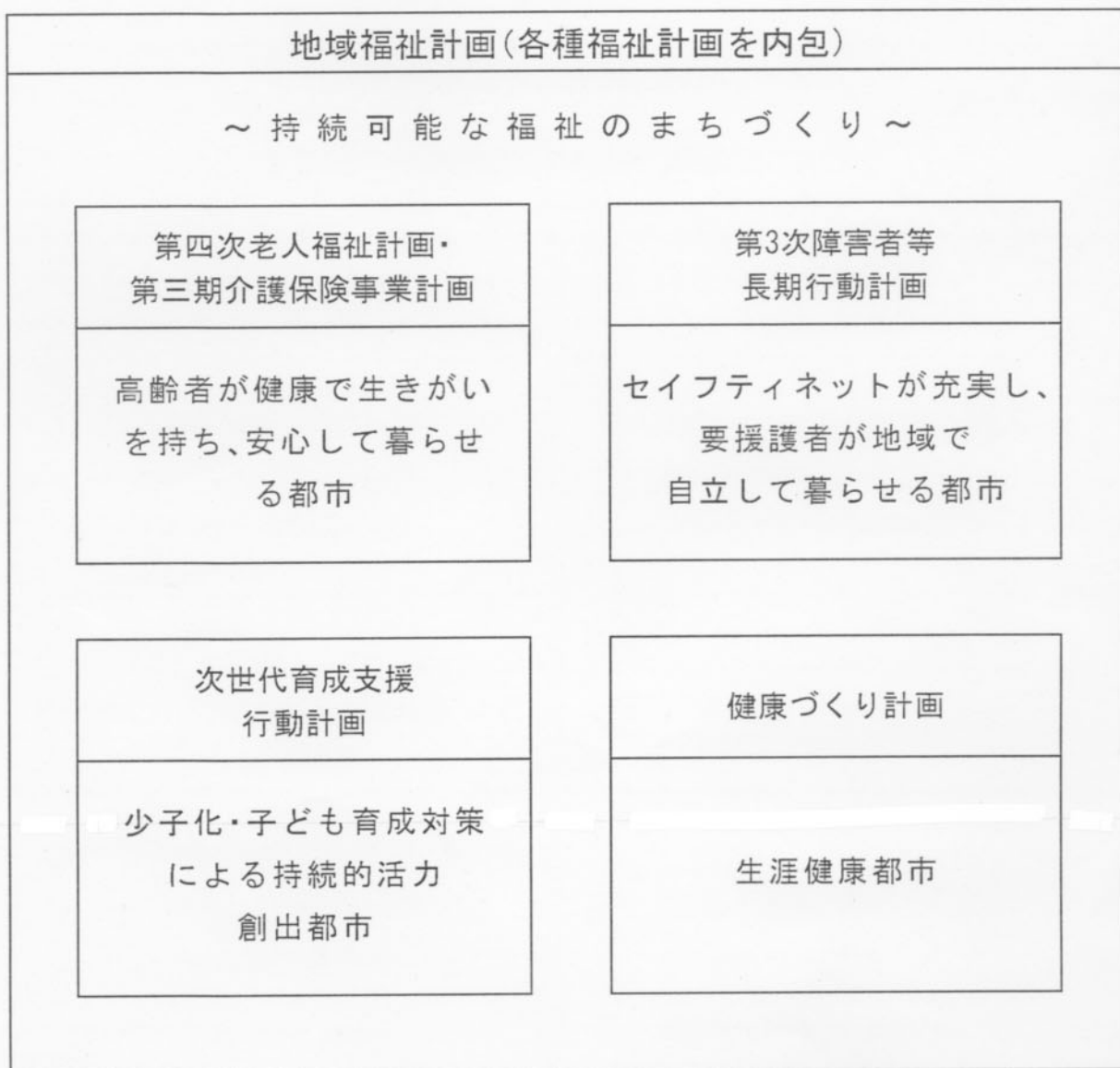
既存計画の取り組み

計 画 の 種 類		テ ー マ と 内 容
総合計画	第四次総合計画	<p>須坂市は、進む少子・高齢化、新たな社会システム構築の必要性、高度情報化・国際化・地方分権・環境問題、さらに多様化する市民ニーズ等に対応するため、平成13年度を初年度とする第四次総合計画を策定し、新たな時代のまちづくりを進めてきました。</p> <p>基本構想では、「市民のしあわせとまちの輝き」の基本理念をもとに、「地域の資源を最大限に活用する」「市民・企業など『市民力』を結集する」ことを基本姿勢として、まちづくりを推進しているところです。</p>
高齢者福祉	第四次老人福祉計画・第三期介護保険事業計画	<p>高齢者福祉では、「高齢者が住みなれた家庭や地域で安心して暮らせる社会」「高齢者が生きがいを持ち、健康で豊かな社会」「ともに支え合い、助け合い、自立できる社会」を基本理念とし、介護予防、自立支援へと施策の転換を進めていく計画です。</p>
障害者福祉	第3次障害者等長期行動計画	<p>障害者福祉、社会的弱者対策では、「セイフティネットが充実し、社会的弱者が自立して暮らせる都市」を基本理念に、市民協働による支え合い、各障害への施策の総合化、障害者の健康づくりの推進を図っていく計画です。</p>
子育て支援	次世代育成支援行動計画	<p>少子化対策・子育て支援では、「少子化・子ども育成対策による持続的活力創出都市」を基本理念に、民間団体との協働による子育て支援施策の充実、子育て支援施設と学校の連携、健康で活動的な子どもの育成、さらには地域による子育て支援強化、将来的には幼保一元化や保育と学校教育の一元化も視野に入れて、総合的に施策を展開していく計画です。</p>
健康づくり	健康づくり計画	<p>健康づくりでは、「自分の健康は自分でつくり守る」を基本理念に市民の生活習慣病予防に視点をおき、健康づくりをすすめていきます。</p>

■ 施策の体系



行政等の公的なサービス

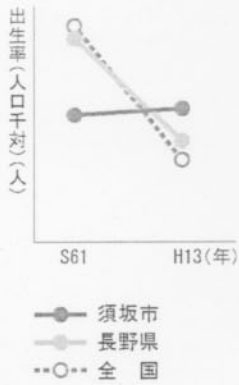


地域住民等の積極的な参加
(策定 & 評価)

4 須坂市ってどんなまち(地域概況と特性)

出生率の動向

～合計特殊出生率の低下～

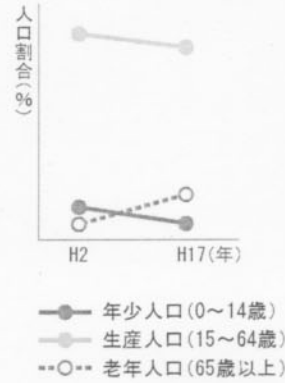


出生率は横ばい状態と なっていますが、長野県、 全国平均より高くなっ ています。

一方、合計特殊出生率(一 人の女性が一生で生む子 どもの数)は減少傾向に あります。

少子化の進展

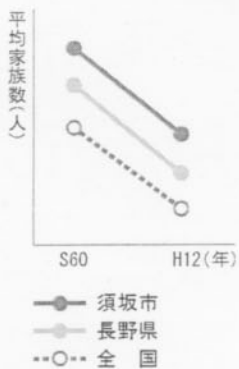
～年少人口の減少～



年少人口は、昭和55年 の25.1%をピークに減少 の一途をたどり、平成17 年では14.5%と少子化が 進行しており、県平均(14.4%) を若干上回っています。

核家族化の進展

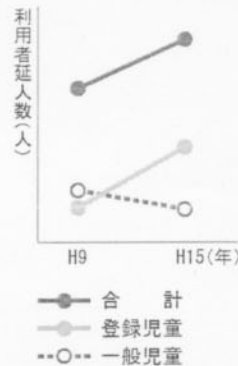
～平均家族数の減少～



平均家族数は年々減少 傾向にあり、平成12年 で は3.15人となっています が、全国や長野県平均と 比較すると大幅に上回っ ています。

児童センターの利用状況

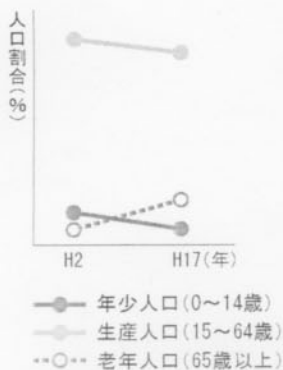
～登録児童の利用の増加～



児童センターの利用者 数は、年々増加傾向にあ りますが、一般児童の利 用が減っているのに対し、 登録児童の利用はほぼ倍 増しています。

高齢化の進展

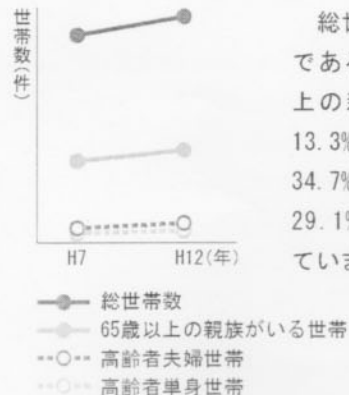
～老年人口の増加～



老年人口は、昭和40年 の7.0%から一貫して増加 を続け、平成17年では 22.5%となっておりますが、 県平均(23.6%)に比べる と若干下回っています。

高齢者世帯の動向

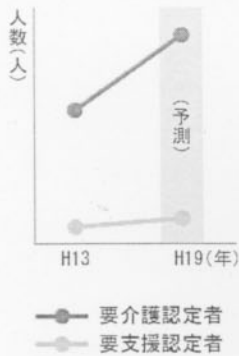
～高齢者世帯数の増加～



総世帯数が6.1%の伸び であるのに対し、65歳 以上の親族がいる世帯は 13.3%、高齢者夫婦世帯は 34.7%、高齢者単身世帯は 29.1%と高い伸びを示し ています。

要介護・要支援認定者の推移

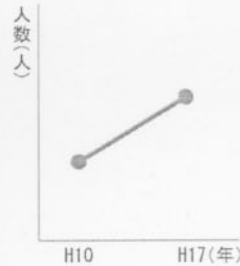
～要介護・要支援認定者の増加～



要介護・要支援認定者の推移をみると、いずれも増加の傾向をたどっており、今後も、年々かなりの伸びが見込まれています。

身体障害者の動向

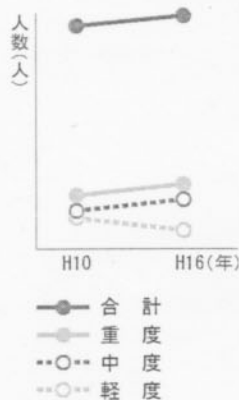
～高齢者の後天的疾患の増加～



身体障害者数(身体障害者手帳交付者数)は、増加傾向にあり、平成17年には2,064人となっています。原因別では、全体の80%前後が後天的疾患であり、年齢別では65歳以上の高齢者が、数・割合とも増加しています。

知的障害者の動向

～重度・中度が増加の傾向～



知的障害者数(療育手帳交付者数)は、平成16年では279人、人口1,000人当たり5.2人となっており、漸増傾向にあります。平成12年度についてみると、須坂市が4.3人、全国が2.6人となっており、全国平均を大きく上回っています。

精神障害者の動向

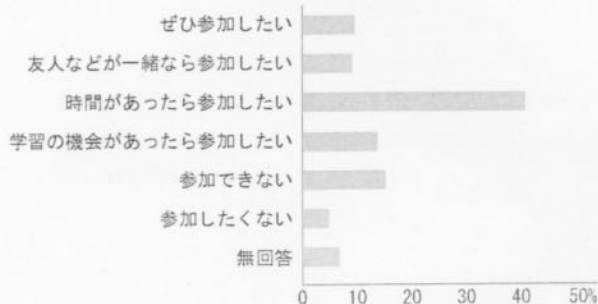
～増加の傾向～

須坂市の精神障害者数(精神障害者保健福祉手帳交付者数)は増加の傾向にあり、平成16年では154人となっています。

平成16年の医療形態別患者数では、措置入院者1人、医療保護入院者14人、医療公費負担による通院者420人、計435人となっています。

ボランティアへの参加

～参加への動向～



参加経験のある人は36.3%ですが、参加意向を有している人は70%を超えています。

保健指導員の活躍

～制度発生の地として～

保健指導員は、昭和33年に須坂市で始まった制度であり、以来須坂市では住民主体の保健活動の柱となっています。

任期2年を1期とし、市民の健康保持増進のための実践活動が行われています。

5 これから何をすべきか(課題の総括と方向性)

課題の総括

※須坂市=国の課題

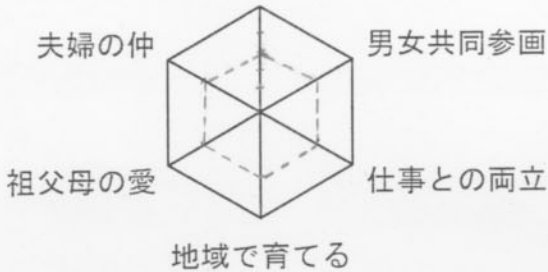
- ①少子高齢化
- ②要介護・要支援認定者の増加…介護保険制度の改正・障害者自立支援法の制定
- ③子育ての継続性の推進と一体的対応
- ④国の財政再建…地方財政の危機

アンケート結果、ワーキンググループ各部会、地域懇談会での課題及び要望の中からキーワードを抽出し、地域福祉計画推進に向けた課題をまとまりとしてイメージすると、下図のように集約されます。

点線は、須坂市現況のイメージです

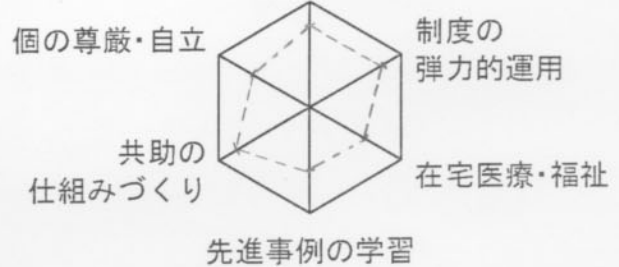
【子育て・家庭】

コミュニケーション



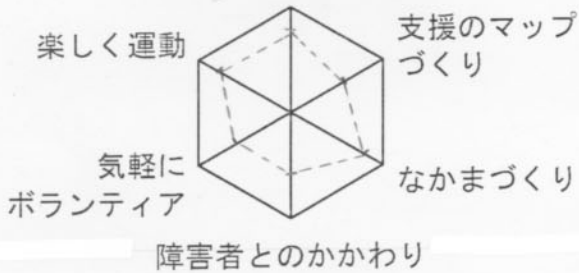
【意識・文化】

福祉意識の啓発



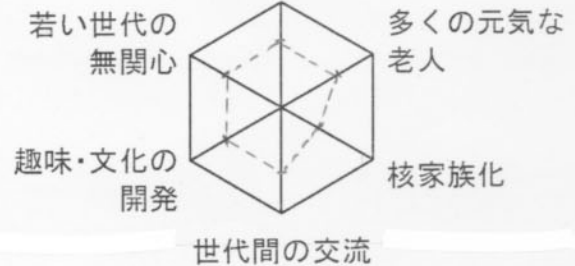
【かかわり・行動】

なかまを誘って運動



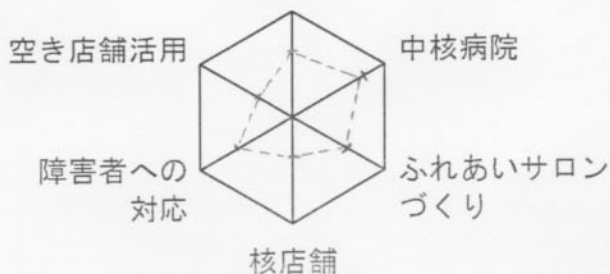
【お年寄りと子ども】

少子高齢化



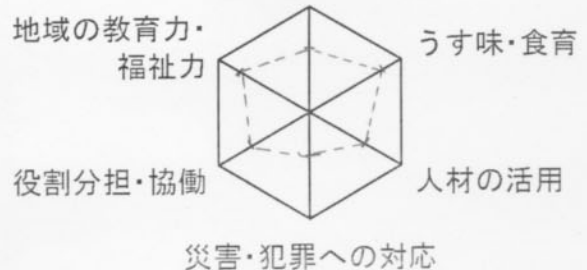
【まちづくり・バリアフリー】

蔵の文化



【住民・民間の力】

近郊都市型住民



取り組みのイメージと方向性

地域福祉策定懇談会及び市民からなるワーキンググループにより作成・提出されたアクションプラン(地域の住民が主体的に取り組むための実行プラン)をはじめとする地域福祉計画の具体的な取り組みの方向性をまとめてみます。

アクションプラン	力を合わせ、ともに生きる地域を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者の災害時・緊急時の避難計画策定 ② 障害者の就労の場確保に向けた検討会 ③ バリアフリーマップの作成 ④ ふれあいサロン・支え合いマップの充実 ⑤ 健康増進活動と包括的介護予防の実践 ⑥ 要介護者の近所でのケア体制づくり ⑦ 食生活の改善と減塩運動の推進 ⑧ 生活の中への運動の取り入れ ⑨ 食生活と運動で肥満予防
障害者福祉	一人ひとりが輝く地域を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域でともに生活するために ② 自分らしく生きるために ③ 安心して生活するために ④ 潤いのある生活を目指して ⑤ 相互の理解を深めるために
高齢者福祉	安心して健康、心豊かに暮らせる地域を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ① 元気で楽しく生活できること ② 安心して生活できること ③ 自分らしく生活できること ④ 互いに認め合い、支え合って生活できること
健康づくり	心も体も元気な地域を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ① 心が元気なまちづくり ② 体が元気なまちづくり ③ 自分の体と生活の理解の促進
子育て支援	豊かな自然の中で、親も子もいきいき育つ地域を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における子育ての支援 ② 親と子どもの健康の確保と増進 ③ 子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備 ④ 子育てを支援する生活環境の整備 ⑤ 職業生活と家庭生活の両立 ⑥ 子どもの安全の確保 ⑦ きめ細やかな取り組みの推進
母子・父子・寡婦福祉	すべての支援を必要とする人たちが、安心して健やかに暮らせる地域を目指して	<ul style="list-style-type: none"> ① 安心して暮らせるための環境の整備 ② 地域での支え合い

6 手を取り合って(推進体制)

■ 計画推進のポイント

1) 計画推進と進行管理体制の構築

地域福祉計画がその目標の実現に向かって着実に進められるよう、市役所内各部局が連携し、また市民との協働を図り、さらに計画推進と進行管理体制を整備することが必要です。

- ①市役所内各部局の連携
- ②市民との協働
- ③計画推進のための体制
- ④計画評価のための体制

2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、各種福祉サービスを提供する主体であり、さらに、地域における福祉活動の推進とネットワーク形成、ボランティア育成等の中心的役割を担っています。地域福祉計画においても、地域福祉推進の要として行政との連携が求められるとともに、その活動の強化・支援が必要です。

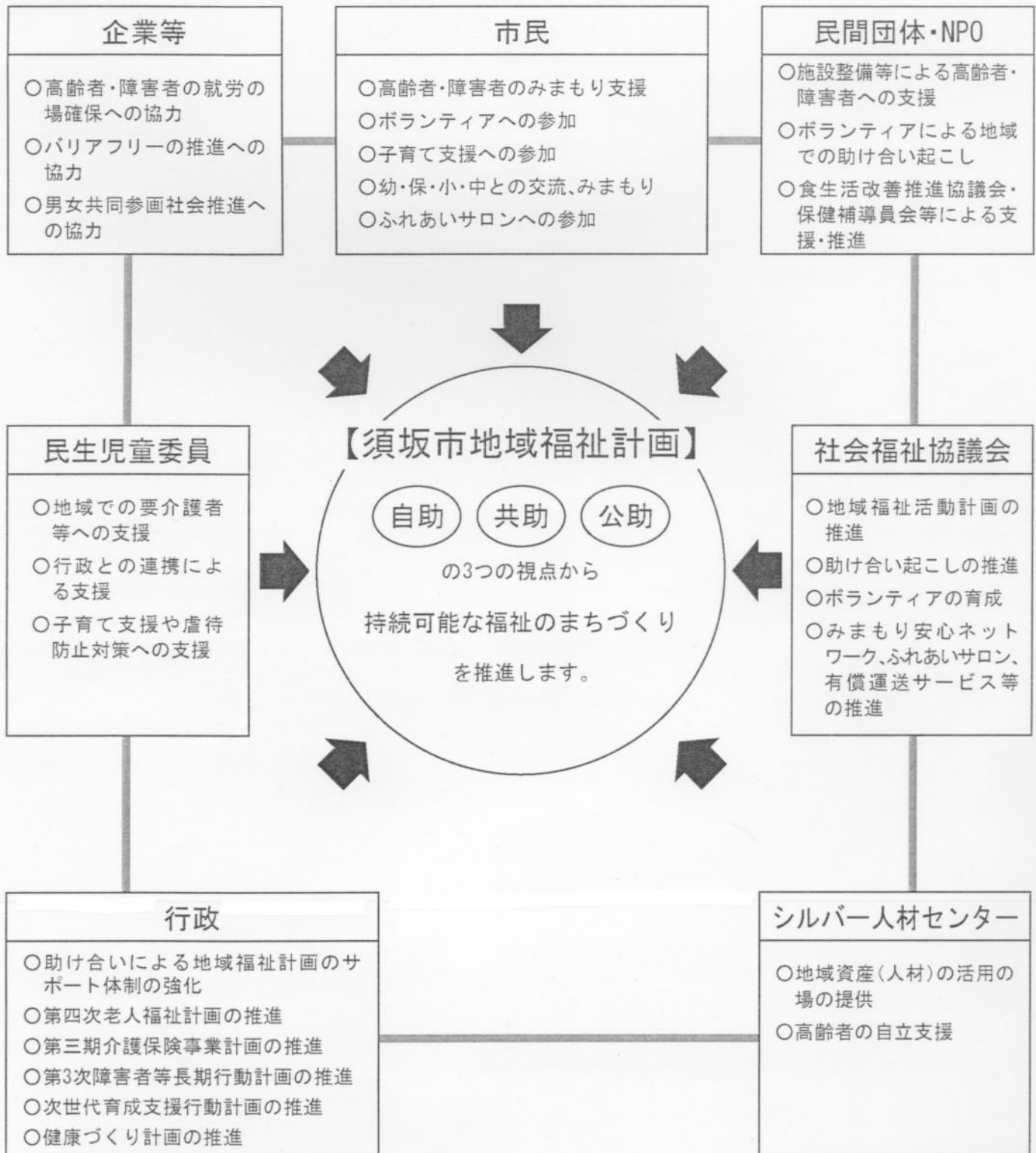
- ①社会福祉協議会の活動強化・支援
- ②地域福祉活動計画「助け合い起こし」との連携と活動支援

3) 関係機関相互の連携促進

地域福祉の推進には、まちづくりの多方面の要素を含んだ活動の連携と活性化が必要です。計画目標実現のためには、行政だけでなく、各種関係機関・団体等の連携が不可欠です。

- ①地域福祉に関係する組織団体のネットワーク形成
- ②民間事業者等と連携した福祉サービスの提供
- ③民間事業者等と連携した地域福祉活動の推進

推進のための連携相関図(助け合いの輪)



互助の地図を作ろう(朝日新聞 平成16年2月16日朝刊掲載 社説)

雪の朝、長野県須坂市で鍛冶屋を営む小林恒三郎さん(73)の家に三々五々、男たちが集まってくる。ボランティアの雪かきを終えたあと、熱いお茶を飲みながら、それぞれの情報を交わすためだ。

自分で雪かきができないひとり暮らしの高齢者の家で、玄関から道路までの道を確保する。安否の確認をかねた雪かきは、60代、70代の男性たち30人で8年続けているボランティア活動だ。

雪かきボランティア活動は、ここだけではない。建設業の男性は機材を使って通学路と生活道路を整備するし、お寺の住職は近くの通学路を整える。知的障害のある人たちは、自分たちが通う施設の近くにあるひとり暮らしのお年寄りを手伝う。

こんな住民たちの助け合いは、市の福祉の中核を担う社会福祉協議会の職員たちも知らなかった。去年秋、職員たちが町世話好きたちを訪ね、2カ月かけて住民の動きを聞き取り、初めてわかった。

ひとり暮らしの高齢者の買い物を手伝っている隣人たち、夜の明かりや車の有無で近隣のお年寄りの安否に気を配っている人、サロンのように常に人が集まってくる家、子どもが学校の帰りに寄り道する家、子どもの遊び場になっているお寺……。

住民の多様な支え合いを手作りの地図に描いてみると、人口5万4千、急速に長野市のベッドタウン化が進む須坂市の現状と課題が浮き彫りになった。

助け合いがある地域とない地域とがはっきり分かれている。助け合う範囲はせいぜい50軒から100軒ほどの狭い地域に限られている。子育て中の母親や若者、子どもへの支援が欠けている、などだ。

社協も市も、地図でわかったことをもとに施設の配慮や福祉サービスのあり方を再考している。まずは産婦人科医院と連携して若い母親たちのグループづくりを進めることや、母親たちが気軽に集まれる場を提供することなどを検討している。

きめ細かい福祉サービスを必要とするところへ的確に届けるために、住民同士の支え合い地図を作ることを勧めているのは民間の住民流福祉総合研究所代表、木原孝久さんである。これまで数カ所の自治体が地域福祉計画の土台にしようと、プライバシーに配慮しながら地図づくりに取り組んだ。住民たちの多彩で隠れた活動を知る有効な方法の一つかもしれない。

高齢者も障害者も幼い子どもを持つ親たちも、だれもが安心して住み慣れたまちで暮らせる。そんな地域福祉計画を作るために、自治体は頭を悩ませている。

私たちが望むものは、住民たちが自分たちの流儀で続けてきたささやかなふれあいや活動をできるだけ生かし、後押しするような計画であり、政策であってほしいということだ。住民たちでできることは住民で。それは経費の節約だけでなく、住民同士がつながりを取り戻す好機にもなる。

私と小鳥と鈴と (金子みすず)

私が両手をひろげても、
お空はちっとも飛べないが、
飛べる小鳥は私のように、
地面(じべた)を速くは走れない。

私がからだをゆすっても、
きれいな音は出ないけど、
あの鳴る鈴は私のように
たくさんな唄は知らないよ。

鈴と、小鳥と、それから私、
みんなちがって、みんないい。

須坂市地域福祉計画

作成 須坂市健康福祉部福祉課
平成18年3月